



伝統工芸品に関する支援を受けたい

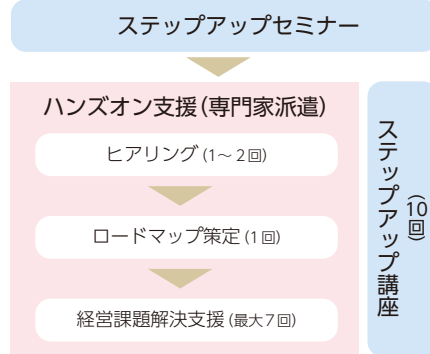
伝統工芸品事業者の様々な課題を解決

支援対象者 ・東京都指定の伝統工芸品事業者

様々な課題解決を目指す「職人ステップアップ事業」及び新しい伝統工芸品の創出と販路拡大を支援する「東京手仕事」プロジェクトの2つの支援メニューがあります。

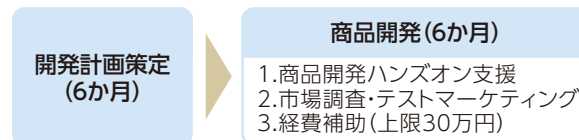
職人ステップアップ事業

■ 経営課題解決を支援する専門家派遣と経営基盤強化につながる知識・スキルの習得支援を実施します。

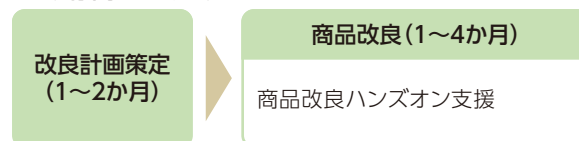


「東京手仕事」プロジェクト

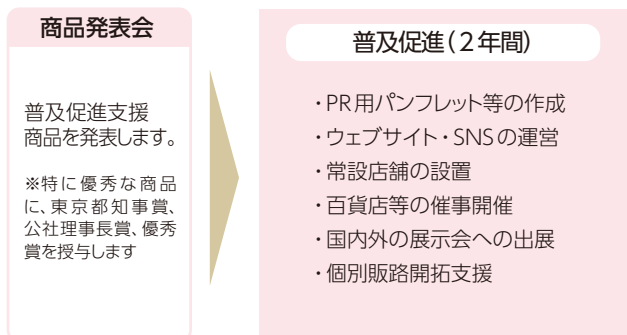
■ 新商品を開発したい



■ 既存商品を改良したい



■ 開発・改良した商品の販路を拡大したい



▶ 職人ステップアップ事業



「東京手仕事」プロジェクト
(伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業)



お問い合わせ 城東支社 TEL : 03-5680-4631

東京の伝統工芸品産業支援

東京都は現在、41品目を東京の伝統工芸品として指定しています。伝統工芸品産業の発展を目的として、各産地組合や職人から成る3つの産業団体「東京都伝統工芸品産業団体連絡協議会」「東京都伝統工芸士会」「東京都伝統工芸品産業団体青年会」支援や、各種展示会「東京都伝統工芸品展」「東京都伝統工芸士展」「TOKYO職人展」の企画運営をしています。

▶ 伝統工芸品産業等振興事業

お問い合わせ 城東支社 TEL : 03-5680-4631



その他の支援

病気やケガによる就業不能に共済金をお支払いします

支援対象者 ・都内に在住または在勤の専門的
家内労働者や個人事業主等

加入できる方は、都内に在住または在勤の専門的・家内労働者の方や従業員4人以下の製造業・製造小売業の個人事業主等。15～80歳まで継続できます(新規加入は75歳まで)。

▶ 傷病共済「あんしん共済」**有料**

お問い合わせ 企画課 TEL : 0120-816093



会議室や体育館を活用しませんか?

支援対象者 ・社外で会議室を必要とする中小企業者
・社員の健康増進を図りたい中小企業者

中小企業会館

東京都中央区銀座 2-10-18
(東京メトロ有楽町線銀座一丁目駅 徒歩1分)
20～40名を収容可能な会議室の貸出をしています。
130名収容可能な講堂は、大規模なセミナーを行うのにご活用いただけます。



京浜島勤労者厚生会館(ほっとプレイス京浜島)

東京都大田区京浜島 2-9-1
(JR大森駅からバス25分「京浜島2番地」
または「京浜島3番地」下車徒歩2分)
10～55名を収容可能な会議室の貸出をしています。和室やサークル室、体育館、テニスコートの貸出も行っております。



▶ 施設貸出 **有料**

お問い合わせ 中小企業会館 TEL : 03-3542-0121
京浜島勤労者厚生会館 TEL : 03-3790-2491

支援対象者 ・組合等

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るため、集団化・共同化・協業化など政策性の高い事業を行う場合に、事業計画に対する診断・指導を受けた上で、長期・低利で独立行政法人中小企業基盤整備機構・東京都の協調融資を受ける事業です。

▶ 高度化資金事業

お問い合わせ 経営戦略課 TEL : 03-5822-7237